

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年7月3日
【会社名】	東京応化工業株式会社
【英訳名】	TOKYO OHKA KOGYO CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 阿久津郁夫
【本店の所在の場所】	川崎市中原区中丸子150番地
【電話番号】	044(435)3000(代表)
【事務連絡者氏名】	広報部長 安生洋己
【最寄りの連絡場所】	川崎市中原区中丸子150番地
【電話番号】	044(435)3000(代表)
【事務連絡者氏名】	広報部長 安生洋己
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成29年6月28日開催の当社第87回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成29年6月28日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金32円

第2号議案 定款一部変更の件

(1) 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとしておりましたところ、当社グループの決算期をグローバルベースで統一することで、当社グループが一体となった決算・管理体制の強化および効率化ならびに経営情報の適時・的確な開示によるさらなる経営の透明性の向上を図るため、当社の事業年度を毎年1月1日から12月31日までに変更するものであります。これに伴い、定款第14条、第40条、第41条および第42条に所要の変更を行うものであります。

また、事業年度の変更に伴い、第88期事業年度は、平成29年4月1日から平成29年12月31日までの9カ月決算となるため、経過措置として附則を設けるものであります。

(2) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役および監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、定款第28条および第36条の一部を変更するものであります。

なお、定款第28条の変更にしましては、監査役全員の同意を得ております。

(3) 上記のほか、定款に規定すべき事項の見直しを行い、定款第23条の字句を整備するものであります。

第3号議案 取締役8名選任の件

取締役として、阿久津郁夫、佐藤晴俊、水木國雄、徳竹信生、山田敬一、栗本弘嗣、関口典子および種市順昭の各氏を選任するものであります。

第4号議案 監査役2名選任の件

監査役として、深田一政および高橋浩一郎の両氏を選任するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果	
					賛成比率	可否
第1号議案	353,858	16,489	0	(注)1	95.10%	可決
第2号議案	370,003	344	0	(注)2	99.44%	可決
第3号議案				(注)3		
阿久津郁夫	360,735	9,610	0		96.95%	可決
佐藤晴俊	363,806	6,540	0		97.77%	可決
水木國雄	363,810	6,536	0		97.77%	可決
徳竹信生	363,810	6,536	0		97.77%	可決
山田敬一	363,695	6,651	0		97.74%	可決
栗本弘嗣	368,519	1,828	0		99.04%	可決
関口典子	368,528	1,819	0		99.04%	可決
種市順昭	365,167	5,179	0		98.14%	可決

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果	
					賛成比率	可否
第4号議案				(注)3		
深田一政	366,783	3,564	0		98.57%	可決
高橋浩一郎	318,956	51,385	0		85.72%	可決

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成によります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成によります。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以上